

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2015年6月3日)

第156号(2014年度・第13号) / 電話: 083-933-5034・メール: [fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp)



厚生労働省は、今国会に「残業代ゼロ法案」「派遣自由化法案」等を提出し、働く者の権利を侵害する動きを進めていますが、その一方で国会での追及、労働組合・当事者等の強い声に押されて、ブラック企業対策・過労死対策等で労働者保護の立場に立った対応を取るなどの施策も進めています。

山口大学でも独自の積極的な対応を進めることが期待されます。本号では、これらの動きについて紹介します。

## 厚生労働省、過労死等防止大綱(案)を了承(5/25)

### 遺族代表・弁護士等の意見踏まえ:第5回過労死等防止対策推進協議会

昨年11月施行の「過労死等防止対策推進法」を受けて設置された「過労死等防止対策推進協議会」は、5月25日に開催した第5回協議会で「過労死等の防止のための対策に関する大綱(素案)」を、遺族などの意見を踏まえてさらに修正の上「(案)」として了承したとのこと。

「大綱案」では、「第3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 1 当面の対策の進め方」で、①2020(H32年度)年度までに週労働時間60時間以上の労働者を5%以下、年次有給休暇取得率を70%以上 ②2017年度(H29年度)までにメンタルヘルス対策にとりくむ事業所を80%以上とする目標の早期達成を目指すこと等を明記しています。

この他、「過労死の実態解明のための調査研究実施、シンポジウム開催」「相談体制整備」を進めることとしています。また、長時間労働削減、メンタルヘルスケア、パワーハラスメント予防・解決へむけたとりくみを事業主・経営幹部等に求めています。

### ★急がれる「長時間労働・メンタル・パワハラ問題」への大学としてのとりくみ強化

山口大学教職員組合は、こうした「KAROSHI問題」へのとりくみを最重点課題の一つと位置づけ、大学に対しても「過労死等」につながる現状の改善を進めることを求めています。3月下旬に提出した「パワーハラスメント問題の抜本的解決・根絶を求める要求書」への対応を初めとして、山口大学が真摯に対応することが問題解決への道と言えます。

なお、今年度に入って事業場過半数代表者に対して持ち込まれた「特別条項摘要申請」協議の一部に「事後申請」が含まれていますが、明らかな労働基準法違反であり当該管理者のみならず大学としての責任が問われます。

## ブラック企業社名 行政指導段階でも公表、厚労省(5/15)

新聞報道等に寄れば、5月15日の閣議後記者会見で塩崎恭久厚生労働相は、違法な長時間労働を繰り返す「ブラック企業」について、行政指導の段階で企業名を公表する方針を明らかにしたとのこと。

公表対象は複数の都道府県で支店や工場を持つ大企業とされており、そこが ①残業代不払いなど労基法違反があり、1カ月当たりの残業、休日労働が100時間を超える ②1事業所で10人以上の労働者に違法な長時間労働がある ③1年間に3カ所以上の事業所で違法な長時間労働がある、の3条件を満たした場合公表することとなっています。

中小企業等は除かれており、公表基準も厳しいことから、その実効性に疑問の声も出されていますが、これまでの労働基準法違反容疑などで書類送検された企業に限っていたものを、社会的に影響力の大きい企業を対象とされることにより、「ブラック企業根絶」へ向けて一方踏み出すことになると思われます。こうした対応について、5月18日に開催された臨時全国労働局長会議で塩崎厚生労働大臣指示が行われ、即日実施となったとのこと。

## 豆知識:「大企業」とは？(WIKIPEDIA より)

大企業(だいきぎょう)とは中小企業の基準を超える企業。特に、誰でも企業名を知っているようなものは有名企業とも呼ばれる。また、慣例として大手企業(有名企業のうち各業種のトップを占める数社~十数社)・準大手企業(大手と中堅の中間に位置する企業)・中堅企業(大企業に属する会社のうち、資本金10億円未満の企業)に分類される場合がある。

法律で「大企業」そのものが定義されているわけではなく、中小企業基本法第二条で定義された「中小企業」に該当しない企業を「大企業」とみなすのが一般的である。その場合、大企業の定義は以下のようになる(以下、一部省略)。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円を越え、かつ(and)常時使用する従業員の数が300人を越える会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
- ・資本金の額又は出資の総額が5000万円を越え、かつ(and)常時使用する従業員の数が100人を越える会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

## ブラックバイト対策にも一歩踏み出す(厚労省 5/18)

~厚労省、アルバイト条件確認啓発チラシ(A4裏表)作成 全大学へ配布~

### 「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

山口大学教職員組合は、昨年12月と今年4月の二度、「ブラックバイト対策」のとりくみ強化を求める申しれを学長及び教育学生担当理事宛に提出しています。このことに関して5月18日に厚生労働省が全国781大学に「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」とのリーフレットを配布し、学生への啓発を要請しました。

これは、厚生労働省が4月から7月末まで実施している「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンのとりくみの1つとして行われるものです。

「ポイント」として、①労働条件事前確認 ②バイト代は指定日に全額支払い ③バイトにも残業代あり ④条件によれば有給休暇あり ⑤バイト中のけがは労災保険適用 ⑥会社都合で自由に解雇はできない ⑦困ったときは相談窓口相談を、の7つについて説明されています。

なお、山口大学の教職員からは「学生がアルバイトのシフト変更を認めてもらえないので」とゼミの開催日時等変更を申し入れてくることがあり、困っているとの声も上がっています。

また、市内の大型店でのアルバイト学生からは「顧客の個人情報相手をの了解なしに入手することを強いられる」「ポイントカードの普及目標を事実上強制された上、普及結果が張り出される上に普及数が少ない者は名指しされる」こともあるとの情報も寄せられています。

山口大学でも、すでに学生への啓発チラシの配布等が始まっているようですが、これを機に大学として、当組合からの申し入れ内容を含めてより積極的な対応策を進めることが急務と言えます。

### 教職員共済加入の呼びかけ

山口大学教職員組合は、組合員の福利厚生活動の一環として「教職員共済」への加入促進にとりくんできました。

そこで今回、教職員組合に加入されている方でまだ教職員共済未加入の方に、教職員共済資料及び加入呼び掛け状(鴨崎執行委員長名)を送付させていただいております。資料等届きましたら是非お目通しの上、ご加入いただくようよろしくお願いいたします。

